賃上げに取り組む経営者の皆様へ

~政府は、来年4月1日以降賃上げに取り組む企業を全力で応援します~

賃上げ促進税制

【大企業】 給与増加額の最大30%を税額控除 【中小企業】給与増加額の最大40%を税額控除

<資本金1億円超の大企業向け>

必須要件

継続雇用者※1の給与等支給額が 前年度比で4%以上増加※2

⇒ 25%税額控除*

継続雇用者※1の給与等支給額が 前年度比で3%以上増加※2

15% 税額控除*

追加要件



教育訓練費が 前年度比で20%以上増加 ⇒ +5%税額控除*

- ※1 継続雇用者: 当期及び前期の全期間の各月分の給与の支給がある雇用者
- ※2 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や 取引先への配慮を行うことを宣言していること | が必要 *控除上限は法人税額の20%

<資本金1億円以下の中小企業向け>

必須要件

雇用者全体の給与(給与等支給額)が 前年度比で2.5%以上増加

⇒ 30%税額控除*

or



雇用者全体の給与(給与等支給額)が 前年度比で1.5%以上増加

⇒ 15%税額控除*

追加要件

教育訓練費が 前年度比で10%以上増加 ⇒ +10%税額控除*

*控除上限は法人税額の20%

お問い合わせ先

大法人向け 経済産業省 経済産業政策局 産業人材課(03-3501-2259) 中小企業庁 事業環境部 企画課(03-3501-1765)

中小法人向け